

議案第49号

基山町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

基山町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

第1条 基山町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

第2条 基山町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が公布されたことに伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、引用条文の号番号の整理が必要なため、また地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布されたことに伴い、新たに会計年度任用職員制度が創設されるため、基山町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例を改正する必要がある。